

令和6年第4回春日井市議会定例会提出議案目次〔V〕

議案番号	議 題	
第77号議案	令和6年度春日井市一般会計補正予算（第6号）……………	1
第78号議案	令和6年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）……………	5
第79号議案	令和6年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……………	7
第80号議案	春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例について……………	9
第81号議案	春日井市勝川駅前地下駐車場条例及び春日井市勝川駅南口立体駐車場条例の一部を改正する条例について……………	11
第82号議案	春日井市子どもの家条例及び春日井市子育て子育て総合支援館条例の一部を改正する条例について……………	15
第83号議案	春日井市子どもの家の指定管理者の指定について……………	19
第84号議案	総合体育館機能向上改修工事（建築）の請負契約について……………	20
第85号議案	総合体育館機能向上改修工事（電気）の請負契約について……………	21
第86号議案	防火衣等の取得について……………	22
第87号議案	塵芥収集車の取得について……………	23
第88号議案	令和5年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について……………	24
第89号議案	愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……………	25
報告第23号	令和5年度春日井市一般会計継続費の精算について……………	27
報告第24号	令和6年度春日井市一般会計補正予算（第4号）の専決処分について……………	33

第 77 号議案

令和 6 年度春日井市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度春日井市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 526, 527 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 127, 066, 192 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 6 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		24,929,519	375,270	25,304,789
	2 国庫補助金	8,884,925	375,270	9,260,195
17 県支出金		8,729,785	2,250	8,732,035
	2 県補助金	2,345,816	2,250	2,348,066
21 繰越金		1	74,095	74,096
	1 繰越金	1	74,095	74,096
22 諸収入		4,950,053	4,012	4,954,065
	5 雑入	3,967,920	4,012	3,971,932
23 市債		10,615,800	70,900	10,686,700
	1 市債	10,615,800	70,900	10,686,700
歳入合計		126,539,665	526,527	127,066,192

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,437,383	92,000	11,529,383
	1 総務管理費	9,609,458	92,000	9,701,458
3 民生費		56,743,295	418,527	57,161,822
	1 社会福祉費	31,474,258	5,349	31,479,607
	2 児童福祉費	19,680,253	413,178	20,093,431
4 衛生費		16,842,483	7,000	16,849,483
	1 保健衛生費	6,167,379	7,000	6,174,379
8 土木費		11,288,890	9,000	11,297,890
	1 土木管理費	984,241	9,000	993,241
歳出合計		126,539,665	526,527	127,066,192

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	庁舎議場特定天井改修その他工事	183,000

第 3 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的		補正前				補正後			
		限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
総務債	庁舎等整備事業	511,300	普貸又証発 通借は券行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	545,500	補前同 正にじ	補前同 正にじ	補前同 正にじ
民生債	児童福祉施設整備事業	558,000				594,700			

第 78 号議案

令和 6 年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度春日井市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141,472千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,793,607千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 6 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰越金		0	141,472	141,472
	1 繰越金	0	141,472	141,472
歳入合計		6,652,135	141,472	6,793,607

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		6,441,733	141,472	6,583,205
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	6,441,733	141,472	6,583,205
歳出合計		6,652,135	141,472	6,793,607

第 79 号議案

令和 6 年度春日井市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度春日井市の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 334,080 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,057,459 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 6 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		3,914,312	5,349	3,919,661
	1 一般会計 繰入金	3,366,886	5,349	3,372,235
8 諸収入		6,965	73,412	80,377
	1 雑入	6,965	73,412	80,377
9 繰越金		0	255,319	255,319
	1 繰越金	0	255,319	255,319
歳入合計		23,723,379	334,080	24,057,459

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		774	148,481	149,255
	1 基金積立金	774	148,481	149,255
6 諸支出金		154,446	185,599	340,045
	1 償還金	17,000	185,599	202,599
歳出合計		23,723,379	334,080	24,057,459

第 80 号議案

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 9 月 6 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市国民健康保険条例の一部を改正する条例

春日井市国民健康保険条例（昭和34年春日井市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証の返還に係る罰則を廃止するため必要があるからである。

第 81 号議案

春日井市勝川駅前地下駐車場条例及び春日井市勝川駅南口立体駐車場条例の一部を改正する条例について

春日井市勝川駅前地下駐車場条例及び春日井市勝川駅南口立体駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 9 月 6 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市勝川駅前地下駐車場条例及び春日井市勝川駅南口立体駐車場条例の一部を改正する条例

(春日井市勝川駅前地下駐車場条例の一部改正)

第1条 春日井市勝川駅前地下駐車場条例（平成9年春日井市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分		金額
駐車時間 3 時間以内		1 台30分までごとに 150円
駐車時間 3 時間超		1 台900円に 3 時間を超える30分までごとに50円を加えた額
回数券	150円券（11枚）	1, 500円
	300円券（11枚）	2, 800円
定期駐車券（時間制限利用）		1 台 1 月につき 16, 500円
		1 台 6 月につき 99, 000円
		1 台12月につき 198, 000円
定期駐車券（全日利用）		1 台 1 月につき 22, 000円
		1 台 6 月につき 132, 000円
		1 台12月につき 264, 000円

備考

- 1 定期駐車券（時間制限利用）の利用時間は、午前6時から午後12時までとする。
- 2 定期駐車券（時間制限利用）の利用者が、午前零時から午前6時まで利用する場合においては、1 台につき600円を徴収する。

(春日井市勝川駅南口立体駐車場条例の一部改正)

第2条 春日井市勝川駅南口立体駐車場条例（平成14年春日井市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

区分		金額
駐車時間 3 時間以内		1 台30分までごとに 150円
駐車時間 3 時間超		1 台900円に 3 時間を超える30分までごとに50円を加えた額
回数券	150円券（11枚）	1,500円
	300円券（11枚）	2,800円
定期駐車券（時間制限利用）		1 台 1 月につき 16,500円
		1 台 6 月につき 99,000円
		1 台12月につき 198,000円
定期駐車券（全日利用）		1 台 1 月につき 22,000円
		1 台 6 月につき 132,000円
		1 台12月につき 264,000円

備考

- 1 定期駐車券（時間制限利用）の利用時間は、午前6時から午後12時までとする。
- 2 定期駐車券（時間制限利用）の利用者が、午前零時から午前6時まで利用する場合においては、1台30分までごとに50円を徴収する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の条例（第1条の規定による改正後の春日井市勝川駅前地下駐車場条例及び第2条の規定による改正後の春日井市勝川駅南口立体駐車場条例をいう。以下同じ。）の規定中勝川駅前地下駐車場及び勝川駅南口立体駐車場（以下「駐

車場等」という。)に係る利用の許可、使用料の納付その他駐車場等を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の条例の規定は、令和7年4月1日以後の駐車場等の利用に係る使用料について適用し、同日前の駐車場等の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、勝川駅前地下駐車場及び勝川駅南口立体駐車場の使用料を改定するため必要があるからである。

第 82 号議案

春日井市子どもの家条例及び春日井市子育て子育て総合支援館条例の一部を改正する条例について

春日井市子どもの家条例及び春日井市子育て子育て総合支援館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 9 月 6 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

春日井市子どもの家条例及び春日井市子育て子育て総合支援館条例の一部を改正する条例

(春日井市子どもの家条例の一部改正)

第1条 春日井市子どもの家条例（平成17年春日井市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「利用料又は」を「使用料又は」に改める。

第14条の見出し及び同条第1項中「利用料」を「使用料」に改め、同条第2項中「の利用料」を「の使用料」に、「夏季休業期間利用料」を「夏季休業期間使用料」に、「1,200円」を「3,000円」に改め、同条第3項及び第4項中「利用料及び夏季休業期間利用料」を「使用料及び夏季休業期間使用料」に改め、同条第5項中「利用料」を「使用料」に改める。

第15条第1項中「利用料の」を「使用料の」に改める。

別表第2月曜日から土曜日までの項中「土曜日等にあつては、午前8時」を「土曜日にあつては午前8時、夏季等休業日にあつては午前7時30分」に、「4,000円」を「6,000円」に、「5,000円」を「7,000円」に、「6,000円」を「8,000円」に改め、同表土曜日のみの項中「600円」を「1,000円」に、「800円」を「1,200円」に、「1,000円」を「1,400円」に改め、同表備考第2項中「土曜日等」を「夏季等休業日」に改め、「土曜日並びに」を削り、「含む。）」の次に「(土曜日を除く。）」を加える。

(春日井市子育て子育て総合支援館条例の一部改正)

第2条 春日井市子育て子育て総合支援館条例（平成14年春日井市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「1,200円」を「3,000円」に改める。

別表放課後児童健全育成事業の項中「土曜日等にあつては、午前8時」を「土曜日にあつては午前8時、夏季等休業日にあつては午前7時30分」に、「4,000円」を「6,000円」に、「5,000円」を「7,000円」に、「6,000円」を「8,000円」

に、「600円」を「1,000円」に、「800円」を「1,200円」に、「1,000円」を「1,400円」に改め、同表備考第2項中「土曜日等」を「夏季等休業日」に改め、「土曜日並びに」を削り、「含む。」の次に「(土曜日を除く。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中春日井市子どもの家条例第5条第1項の改正規定、第14条の改正規定（同条第2項中「1,200円」を「3,000円」に改める部分を除く。）及び第15条第1項の改正規定並びに次項の規定 公布の日

- (2) 第1条中春日井市子どもの家条例別表第2月曜日から土曜日までの項の改正規定（同項中「土曜日等にあつては、午前8時」を「土曜日にあつては午前8時、夏季等休業日にあつては午前7時30分」に改める部分に限る。）及び同表備考第2項の改正規定並びに第2条中春日井市子育て子育ち総合支援館条例別表放課後児童健全育成事業の項の改正規定（同項中「土曜日等にあつては、午前8時」を「土曜日にあつては午前8時、夏季等休業日にあつては午前7時30分」に改める部分に限る。）及び同表備考第2項の改正規定

令和7年5月1日

(準備行為)

- 2 改正後の条例（第1条の規定による改正後の春日井市子どもの家条例及び第2条の規定による改正後の春日井市子育て子育ち総合支援館条例をいう。以下同じ。）の規定中子どもの家及び子育て子育ち総合支援館（以下「子どもの家等」という。）に係る利用の許可、使用料の納付その他子どもの家等を利用するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後の条例の規定は、令和7年4月1日以後の子どもの家等の利用に係る

使用料について適用し、同日前の子どもの家等の利用に係る使用料については、
なお従前の例による。

説 明

この案を提出するのは、子どもの家及び子育て子育て総合支援館の使用料を改定する等のため必要があるからである。

第 83 号議案

春日井市子どもの家の指定管理者の指定について

春日井市子どもの家について次のとおり指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月6日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

1 公の施設の名称及び指定の期間

公の施設の名称	指定の期間
春日井市東高森台子どもの家	令和6年12月24日から令和11年3月31日まで
春日井市玉川子どもの家	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

2 指定管理者となる団体 東京都港区芝四丁目13番3号 PMO田町Ⅱ10F 株式会社明日葉

第 84 号議案

総合体育館機能向上改修工事（建築）の請負契約について

総合体育館機能向上改修工事（建築）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 総合体育館機能向上改修工事（建築）
- 2 契 約 金 額 1 9 0 , 3 0 0 , 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 春日井市鳥居松町 4 丁目 65 番地
 丸彦渡辺建設株式会社名古屋支店
- 4 工 事 内 容 バリアフリー改修等工事一式

第 85 号議案

総合体育館機能向上改修工事（電気）の請負契約について

総合体育館機能向上改修工事（電気）について次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 工 事 名 総合体育館機能向上改修工事（電気）
- 2 契 約 金 額 1 9 9 , 5 5 1 , 0 0 0 円
- 3 契約の相手方 春日井市鳥居松町 5 丁目 57 番地
春日井電気株式会社
- 4 工 事 内 容 電気設備改修工事一式

第 86 号議案

防火衣等の取得について

次のとおり防火衣等を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- 1 物 品 内 容 防火衣等244着
- 2 取 得 価 格 59,625,060円
- 3 契約の相手方 春日井市春日井上ノ町字割畑22番地14
 内外物産株式会社春日井支店

第 87 号議案

塵芥収集車の取得について

次のとおり塵芥収集車を取得したいので、春日井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

- | | |
|-----------|---------------------------------|
| 1 物 品 内 容 | 塵芥収集車（3 t）4 台 |
| 2 取 得 価 格 | 4 3, 7 8 0, 0 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 春日井市柏井町 1 丁目 51 番地
株式会社上田自動車 |

第 88 号議案

令和 5 年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 5 年度春日井市水道事業会計未処分利益剰余金1,083,352,626円のうち780,726,615円を資本金に組み入れ、302,626,011円を建設改良積立金に積み立てることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

第 89 号議案

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

愛知県後期高齢者医療広域連合規約を次のように変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の11の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

愛知県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月20日愛知県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

報告第 23 号

令和 5 年度春日井市一般会計継続費の精算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第 2 項の規定により継続費の精算を次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

令和5年度春日井市一般会計継続費精算報告書

款	項	事 業 名	年 度	全 体 計 画 (A)					実	
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 出 済 額	左
					特 定 財 源			一 般 財 源		特
					国・県支出金	地 方 債	そ の 他			国・県支出金
民 生 費	児 童 福 祉 費	交通児童遊園整備	4	384,500,000	16,621,000	294,300,000		73,579,000	272,480,372	13,748,000
			5	214,800,000	7,125,000	166,100,000		41,575,000	282,546,685	10,766,000
			計	599,300,000	23,746,000	460,400,000		115,154,000	555,027,057	24,514,000
土 木 費	都 市 計 画 費	J R 高 蔵 寺 駅 南 口 駅 前 広 場 整 備	3	317,200,000	129,000,000	169,300,000		18,900,000	177,478,600	85,475,000
			4	161,900,000	6,700,000	141,300,000		13,900,000	259,448,120	55,200,000
			5	11,100,000		8,300,000		2,800,000	6,366,900	
			計	490,200,000	135,700,000	318,900,000		35,600,000	443,293,620	140,675,000
		弥 生 公 園 更 新 工 事	4	53,000,000		39,700,000		13,300,000	16,800,000	
5	13,600,000			10,200,000		3,400,000	38,403,060			
計	66,600,000			49,900,000		16,700,000	55,203,060			

(単位:円)

績 (B)			比較 (A) - (B)				
の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 済 額 の	左 の 財 源 内 訳			
定 財 源		一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
178,200,000		80,532,372	112,019,628	2,873,000	116,100,000		△6,953,372
189,300,000		82,480,685	△67,746,685	△3,641,000	△23,200,000		△40,905,685
367,500,000		163,013,057	44,272,943	△768,000	92,900,000		△47,859,057
56,900,000		35,103,600	139,721,400	43,525,000	112,400,000		△16,203,600
163,100,000		41,148,120	△97,548,120	△48,500,000	△21,800,000		△27,248,120
5,100,000		1,266,900	4,733,100		3,200,000		1,533,100
225,100,000		77,518,620	46,906,380	△4,975,000	93,800,000		△41,918,620
11,900,000		4,900,000	36,200,000		27,800,000		8,400,000
25,500,000		12,903,060	△24,803,060		△15,300,000		△9,503,060
37,400,000		17,803,060	11,396,940		12,500,000		△1,103,060

款	項	事 業 名	年 度	全 体 計 画 (A)				実		
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支 出 済 額	左	
					特 定 財 源		一 般 財 源		特	
					国・県支出金	地 方 債			そ の 他	国・県支出金
消	消	消 防 署 整 備	4	484,750,000		359,800,000		124,950,000	231,814,000	
防	防		5	2,037,800,000		1,513,300,000		524,500,000	2,196,421,860	
費	費		計	2,522,550,000		1,873,100,000		649,450,000	2,428,235,860	

績 (B)			比較 (A) - (B)				
の 財 源 内 訳			年 割 額 と 支 出 済 額 の	左 の 財 源 内 訳			
定 財 源		一 般 財 源		特 定 財 源			一 般 財 源
地 方 債	そ の 他			国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
165,400,000		66,414,000	252,936,000		194,400,000		58,536,000
1,547,400,000		649,021,860	△158,621,860		△34,100,000		△124,521,860
1,712,800,000		715,435,860	94,314,140		160,300,000		△65,985,860

報告第 24 号

令和 6 年度春日井市一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、令和 6 年度春日井市一般会計補正予算（第 4 号）を専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

春日井市長 石 黒 直 樹

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年度春日井市一般会計補正予算（第4号）を次のとおり専決処分する。

令和6年8月2日

春日井市長 石 黒 直 樹

令和6年度春日井市一般会計補正予算（第4号）

令和6年度春日井市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174,737千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123,527,571千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		24,754,782	174,737	24,929,519
	2 国庫補助金	8,710,188	174,737	8,884,925
歳入合計		123,352,834	174,737	123,527,571

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		11,413,458	23,925	11,437,383
	3 戸籍住民基本台帳費	663,925	23,925	687,850
3 民生費		56,592,483	150,812	56,743,295
	1 社会福祉費	31,323,446	150,812	31,474,258
歳出合計		123,352,834	174,737	123,527,571

令和 6 年 度

春日井市一般会計補正予算（第 4 号）説明書

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総 括

(2) 歳 入

(3) 歳 出

※ 補正予算各表は、特に附記したものを除き、単位千円での表記です。

1 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	24,754,782	174,737	24,929,519
歳入合計	123,352,834	174,737	123,527,571

歳出

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
2 総務費	11,413,458	23,925	11,437,383	23,925				
3 民生費	56,592,483	150,812	56,743,295	150,812				
歳出合計	123,352,834	174,737	123,527,571	174,737				

(2) 歳 入

16(款) 国庫支出金

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2(項) 国 庫 補 助 金	8,710,188	174,737	8,884,925
1(目) 総 務 費 国 庫 補 助 金	3,654,656	174,737	3,829,393

(3) 歳 出

2(款) 総 務 費

項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
3(項) 戸 籍 住 民 基本台帳費	663,925	23,925	687,850	23,925				
1(目) 戸 籍 住 民 基本台帳費	663,925	23,925	687,850	23,925				

3(款) 民 生 費

1(項) 社会福祉費	31,323,446	150,812	31,474,258	150,812				
1(目) 社 会 福 祉 総 務 費	11,270,676	150,812	11,421,488	150,812				

節			説 明	
区 分	金 額			
1 総 務 費 補 助 金	174,737		物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 マイナンバーカード交付事務費補助金	150,812 23,925

節			説 明	
区 分	金 額			
12 委 託 料	23,925		個人番号カード交付 電子証明書更新等窓口業務委託	

11 役 務 費	812		物価高騰対応重点支援給付金事業	
18 負担金、補助 及び交付金	150,000			